

氏名（本籍）	高橋 均（神奈川県）
学位の種類	博士（文学）
学位記番号	博乙第2706号
学位授与年月日	平成26年9月30日
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当
審査研究科	人文社会科学研究科
学位論文題目	論語義疏の研究

主査	筑波大学 教授	博士（文学）	井川 義次
副査	筑波大学 教授	文学博士	伊藤 益
副査	筑波大学 教授	博士（文学）	小松 建男

## 論文の要旨

本論文は、梁・皇侃（齊・武帝永明6年488—梁・武帝大同11年545）が、魏・何晏（190—249）の『論語集解』十巻にもとづいて撰述した『論語』の注釈である『論語義疏』十巻を研究対象とするものである。

論語義疏は、論語集解によった解釈を軸とし、晋・江熙の『集解論語』から引いた論語説で構成されている。その結果、論語義疏は論語集解の枠を超えて多様な説を含む注釈となった。

魏晋から六朝時代にかけて、義疏という学問が盛行していたことは、『隋書』「経籍志」の記載からも明らかである。後に義疏が急速に廃れた原因は、経書に「正義」という国家公認の注釈が作られたことにあわせ、論語義疏で見たような多様な注釈を混在させていることも一因であろう。

魏晋六朝時代の思想史を研究する時、義疏の研究は欠かせないが、義疏の多くは散佚していて、完本としては論語義疏が残るだけである。この論語義疏も、中国では南宋末には散佚し、日本に室町時代に抄写された旧抄本が伝わる。日本に伝わる旧抄本論語義疏に対して唯一の異本が、中国敦煌より発見された唐写本の敦煌本『論語疏』（P 3573）であるが、残念ながら残巻である。

論語義疏はこれまでも日本、中国において多くの人によって研究されてきたが、用いられるテキストは根本校正本論語集解義疏、またはこれの翻刻本、あるいは武内義雄校訂論語義疏によるもので、写本にまでさかのぼる研究はほとんどされてこなかった。本論文は旧抄本論語義疏としてもっとも優れている天理大学附属天理図書館蔵清熙園本論語義疏を用い、敦煌本論語疏との双方から論語義疏の総合的研究を図るものである。

本論文は以下のように構成される。

序章 『論語義疏』研究の目的と本書の構成

第一章 旧抄本『論語義疏』の研究

第二章 敦煌本『論語疏』の研究

第三章 旧抄本『論語義疏』と敦煌本『論語疏』

## 第四章 『經典釈文』「論語音義」と『論語義疏』

### 附 論

序章においては、本論文の構成、研究の意図・目的などが示されている。

第一章「旧抄本『論語義疏』の研究」は、日本に伝わる室町時代に抄写された旧抄本論語義疏を対象とする。旧抄本論語義疏には、そのすべてに論語義疏より約500年後に作られた邢昺の『論語正義』が記されている。そのため旧抄本論語義疏には、日本への将来時期、正義書き入れなど解決すべき課題がある。

まず取りあげるのは日本への将来時期で、この問題解明のために、書目の記事、古記録に見える論語義疏の引文などの検証を通じて、論語義疏が奈良時代には日本に将来されていたという結論を下している。

奈良時代に将来された論語義疏に、だれが、何時、何のために論語正義を書き入れたのか。従来「正義の竄入」と片付けられていたこの問題を、「正義の書き入れ」と見直し、書入れが旧抄本論語義疏の成書にきわめ重要な役割を果たしていることに着目した。書き入れられている正義の分析から、論語正義が日本に伝わってまもなく、ある個人が、正義を論語義疏に補い書き入れることで、より優れた注釈にすることを意図したものであるという結論を導いている。

この問題を複雑にするのは、現存する論語義疏がすべて室町時代以降の抄写本で、しかも正義書き入れのない論語義疏が伝わらないことである。鎌倉時代に編纂された『論語総略』とよばれる卷子本一巻が京都・曼珠院に蔵される。論語総略所引の論語義疏の異文について、武内義雄博士はそれを鎌倉時代に通行していた論語義疏であるとする論を立てた。それに対し、その異文は、撰述者による書き換えの結果であって、鎌倉時代の論語義疏も旧抄本論語義疏と異なることを論証する。さらに奈良時代、日本に将来された論語義疏も、室町時代に抄写された旧抄本論語義疏と同系統のものであったろうと推論する。

第二章「敦煌本『論語疏』の研究」は、論語義疏の異本である敦煌本論語疏を対象とする。これを論語義疏の異本と認めるのは、中に「論語疏第二」と記され、疏の字句が旧抄本論語義疏と共通することによる。残存するのは、学而、為政、八佾、里仁の各篇である。

旧抄本論語義疏と敦煌本論語疏とを比較すると、前者が、経・集解の下に記述体形式の疏を繋ぐのに対して、後者は、一章ごとの経文の後ろに、問答体形式の疏をまとめて記している。

なぜこのような異本が存在するのか、異本が生まれた理由、両本の先後関係、そのどちらが論語義疏の祖本に近いのか、こうした点の解明がこの章の中心となる。

まず試みたのは敦煌本論語疏経文の分析で、その分章、経文を論語諸本と比較して、分章は正義本と一致し、経文は論語諸本と近く、旧抄本論語義疏とやや離れていることを明らかにする。

敦煌本論語疏冒頭に見える「通釈」とよぶ疏について、文献学者王重民氏は、旧抄本論語義疏と比較して、ほとんど棄却されているとし、これを両本の差異とした。この点について、旧抄本論語義疏にも「通釈」が形を変えて残っていること、その「通釈」が、性格の異なる「章旨」と「梗概」とに分かれることを明らかにする。そして「通釈」を手がかりに、敦煌本論語疏は転写本で、祖本が存在すること、その祖本から改編されたものが旧抄本論語義疏の祖本であろうと推論する。

敦煌本論語疏の特徴は、疏が問答体形式であることで、そこから問答を起す術語16語を択びだし、それを「提示句用字」と名づけ、その用法を整理、解明し、旧抄本論語義疏に残る「提示句用字」と比較し、「通釈」で得られた、旧抄本論語義疏が敦煌本論語疏の祖本から改編されたものであるとの説を

裏付けている。

最後に、敦煌本論語疏を旧抄本論語義疏と一字一句にわたり比較検討し、解説を行っている。いわば「敦煌本論語疏札記」である。

第三章「旧抄本『論語義疏』と敦煌本『論語疏』」は、1988年、中国の敦煌学者李方氏が発表した、旧抄本論語義疏を論語義疏の原型とし、敦煌本論語疏は論語義疏の「講経提綱」であるとする論に反論し、さらにその後に明らかになった事柄などを加えて、両本の間を総括的に論じている。

第四章「『經典釈文』「論語音義」と『論語義疏』」は、唐・陸徳明（550—630）の『經典釈文』「論語音義」に引かれる論語義疏にかかわる10条のうち、字音解釈や文字の異同についての5条、篇内の章数と分章についての5条を個別に分析したものである。これによって唐代の論語義疏の問題点を明らかにしている。

以上、本論文の第一章から第四章の論述を通じて、およそ1500年前に撰述された『論語義疏』が、中国あるいは日本で度重なる改修を受けながらも日本に現存している過程、さらに旧抄本『論語義疏』と敦煌本『論語疏』にかかわる諸問題が解明されている。

附論として収めるのは、次の（一）から（五）までである。

- （一）呉騫『皇氏論語義疏参訂』十卷初探
- （二）『論語義疏』の二種の校本、根本校正本と武内校本をめぐって
- （三）日本における『論語義疏』の受容
- （四）『論語』「学而」篇「有朋自遠方來、不亦樂乎」をめぐって
- （五）『論語義疏』研究の道筋

（一）は、呉騫の『皇氏論語義疏参訂』についての二種のテキスト、藤塚本と倉石本に関する問題、皇氏論語義疏参訂に施されている修訂を整理したものである。「校勘記」は、もと『続修四庫全書』（上海古籍出版社刊行）に収められたものである。

（二）は、旧抄本論語義疏の二種の校本、すなわち『根本校正本』と『武内校本』が持つ問題点、とりわけ武内校本に校訂の際に異文が混入していることを指摘している。

（三）は、日本への論語義疏の伝来、論語正義の書入れなどを概観したものである。

（四）は、『論語』学而篇「有朋自遠方來」の「有朋」が、論語義疏では「朋友」と作っていたと推論する。

（五）は、東京外国語大学退官の最終講義「論語義疏と私」の記録である。

## 審 査 の 要 旨

本論文は日本に伝わる旧抄本論語義疏とその異本である敦煌本論語疏をあわせて、双方から論語義疏の総合的研究を図ったものである。旧抄本論語義疏と敦煌本論語疏の両者を視野に入れた研究は、本書が初めてである。本書中の引用資料は底本とした写本の字体をできうる限り忠実に用いることを試みている。鎌倉写本の論語集解、室町写本の論語義疏を用いての研究は、日本でのみ可能なことである。旧抄本論語義疏に見える論語正義の書き入れが、日本で行われたものであって、中国で行われたものではないことを明らかにし、従来「正義の竄入」というマイナス評価であったものを、本論文では、それを「正義の書き入れ」と評価を改め、その一条一条の分析を通じて、正義書入れの様相と、書き入れの意図を明らかにし、中国で論語義疏にもとづいて論語正義が編纂されたように、日本においては論語義疏に論語正義を補うことでよりすぐれた注釈を作ろうとする試みがあったことを明らかにした。他方敦煌

本論語疏の経文・疏が詳細に分析されたことはこれまでなかった。敦煌本論語疏の「通釈」に着目し、旧抄本論語義疏を詳細に検討することで、旧抄本論語義疏にも形を変えて残っていること、さらに両本の「通釈」の記述を比較することで、敦煌本論語疏から旧抄本論語義疏へ書き換えられたものであることを明らかにした。以上から、敦煌本論語疏は転写本であること、敦煌本論語疏の祖本の経注疏の繫属関係を改め、さらに問答体の疏を記述体の疏に改編して編纂されたのが日本に伝わった論語義疏であると論定した。こうした諸資料に具体的なかたちで分け入り分析を行って、その事実を実証的に行ったことは、前人未踏の業績であり、著者の重要な貢献であるといえる。しかし、問題点が散見されることも指摘しておくべきである。論語義疏の日本将来の根拠とした日本の諸資料に見える論語義疏の引文が、果たして論語義疏から直接とられたものかどうかのさらなる検証、また敦煌本論語疏の祖本から改編されて生まれたのが、日本に伝わった論語義疏であるとの仮説は、あくまでも敦煌本論語疏と旧抄本論語義疏から推定したもので、これを立証できる資料の存否の確認がどうしても必要になるということである。

平成 26 年 7 月 25 日、人文社会科学研究科学学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと、本論文について著者に説明を求めた後、関連事項について質疑応答を行った。なお、学力の確認は、著者が「人文社会科学研究科論文審査等実施細則」第 10 条 (2) に該当することから免除し、審議の結果、審査委員全員一致で合格と判定された。

よって著者は、博士（文学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。